

京都市告示第 136 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成17年4月4日付けで認可した南巽町自治会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年 7月13日

京都市長 榊本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名	中西 幸子	太田 春子
代表者の住所	京都市西京区桂南巽町35番地	京都市西京区桂南巽町79番地
所在地	京都市西京区桂南巽町35番地	京都市西京区桂南巽町79番地

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)